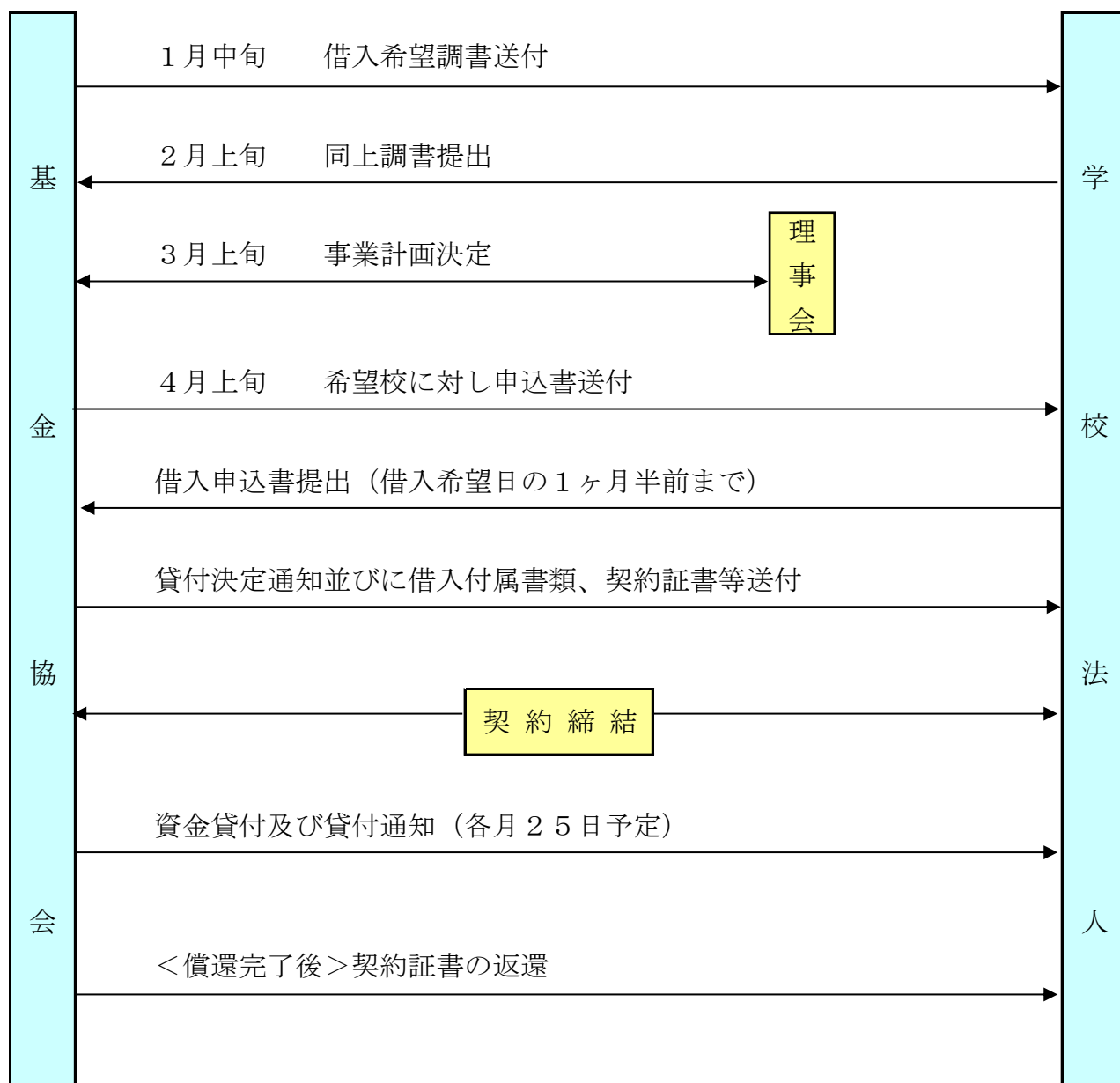


私立幼稚園等短期経営安定資金貸付事務手続



私立幼稚園等短期経営安定資金貸付要項

1 貸付の目的

私立幼稚園及び認定こども園（以下「幼稚園等」という。）の年度内における資金運営は少子化に伴う園児数の減少等により、極めて不安定な状況にあり、短期無利子の運営資金を貸付することにより、当該年度内における円滑な資金運営と、経営の安定化に基づく教育環境の向上に資する。

2 貸付の対象

この資金は、北海道私学振興基金協会の正会員である学校法人（以下「学校法人」という。）に対し、その設置する幼稚園等の当該年度内における資金需要の不足額を対象として貸付する。ただし、当年度の入会及び学校加入初年度を除く。（学校法人が合併する場合、合併前から当協会会員校は、この限りでない。）

3 貸付金の額

- (1) 貸付金の総額は、1億円とする。
- (2) 幼稚園等別の貸付額は、当該年度の資金運営計画書等を勘案して決定する。
- (3) 1園当たりの限度額は、500万円とする。

4 貸付の条件

貸付の期間及び利率については、次のとおりとする。

- (1) 利 率 無利子
- (2) 期 間 年度内

5 貸付の時期

幼稚園等の年度内の資金需要に応じて行う。

6 担保及び保証人

- (1) 担保については、債権の保全のため特に必要と認められる場合には、物的担保を徴することができる。
- (2) 保証人については、学校法人の理事長である個人を含む2名以上の連帯保証人とする。

7 貸付の制限等

学校法人が次の各号の一に該当するときは、貸付を制限し、又は貸付しないことができる。

- (1) 貸付の対象となる幼稚園等を廃止するおそれがあるとき。
- (2) 破産宣告又は銀行取引停止のおそれがあるとき。
- (3) 既往貸付金の元利金の償還を履行しないとき。
- (4) 会費が滞納となっているとき。
- (5) その他、貸付の目的を有効に達し得ない事情があると認められるとき。

8 貸付の決定

当該学校法人及び幼稚園等の状況を検討のうえ理事長が決定する。

9 貸付金の返還

学校法人が次の各号の一に該当すると認められるときは、貸付金の全部又は一部の返還を求め、あるいは償還条件を変更し、若しくは付帯条件を付加することができるものとする。

- (1) 貸付金を他の用途に充てたとき。
- (2) 正当な理由がなく、当該貸付にかかる幼稚園等の教育の全部又は一部を停止したとき。
- (3) 償還元利金の支払いを怠ったとき。
- (4) 貸付を受けた幼稚園等を廃止するおそれがあるとき。
- (5) 学校法人及び学校教育にかかる法令の規定又は当該学校法人の寄附行為に違反したとき。
- (6) その他、貸付金の目的を有効に達し得ないと認められる事実が発生したとき。

10 その他

この資金の具体的貸付事務については、別に定める。

＜私立幼稚園等短期経営安定資金貸付要項実施細目＞

（貸付対象幼稚園等）

- 1 貸付対象については、当該年度内の資金需要において、資金不足を生じる幼稚園等とする。

（不足額の算定）

- 2 不足額の算定に当たっては、幼稚園等の当該年度の資金運営計画書に基づき算定する。

（貸付時期）

- 3 貸付時期については、資金運営計画書に基づき算定された不足額の生ずる時期に応じて貸付する。

（貸付額の配分）

- 4 借入希望額が予算額を上回った場合は、次の項目を勘案し、各幼稚園等の資金需要の状況に応じて配分するものとする。
 - (1) 当該資金の緊急性
 - (2) 期間内の償還の確実性
 - (3) その他学校法人の運営状況